

一般社団法人栃木県言語聴覚士会
役員行動費と会議費に関する規則

(目的) 第 1 条 この規則は、当会の役員行動費と会議費について必要な事項を定めるものとする。

(役員行動費の定義) 第 2 条 この規則の中でいう役員とは理事、監事である。また、役員行動費とは、理事、監事の本会の業務に伴う交通費、宿泊費等に対して本会から支出される金銭をいう。

(役員行動費の対象) 第 3 条 本会の理事、監事を対象に以下の場合に適用するものとする。ただし、役員以外の者が役員の指示により本会の業務で行動した場合は、役員に準じた額を支給できる。

- (1) 当会の会議等に参加する場合。
- (2) 当会に対する参加依頼を受けて、当会を代表して参加する場合。
- (3) その他、当会の活動の一環として行動する場合。

(役員行動費の支給基準) 第 4 条 交通費は、原則として最も経済的な公共交通機関により旅行した場合の費用により計算する。自動車を利用した場合は別に定める基準によって交通費を支給できる。その他の交通機関を利用する場合は、その実費を支給できる。

- 2 宿泊する場合には、宿泊費として一泊につき 10000 円を上限として実費を支給できる。
- 3 当会以外から旅費が支給されている場合は、当会からの支給は行わない。
- 4 この規則で定められた費用の上限額を超えての支給が必要な場合は、理事会で協議して決定する。
- 5 その他、この規則で定められていない事項については、理事会で協議し定める。

(会議費の定義) 第 5 条 会議費とは、本会の総会、理事会、各委員会・部会等に伴う会場費、交通費、飲食費に対し、当会から支出される金銭をいう。

(会議費の基準) 第 6 条 1 回の会議につき、会場費の上限は定めないが、当会の予算を考え適切な範囲とするとする。

- 2 飲食費の上限を参加者 1 人当たり 1000 円とする。
- 3 交通費は役員行動費に準ずる。
- 4 この規則で定められた費用の上限額を超えての支給が必要な場合は、理事会で協議して決定する。
- 5 その他、この規則で定められていない事項については、理事会で協議し定める。

(規程の変更) 第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規則は2020年5月29日から施行する。

別表 自動車による交通費

ガソリン代 走行距離1kmあたり10円で、端数は切り下げる

有料道路代 実費